

鳥取縣公報

昭和二十二年三月二十八日
第七百九十六號

金曜日

縣令

◇鳥取縣令第三十三號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十六號鳥取縣諸類検査手数料規則中次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

第一條第一項中生甘藷一包裝に付「金一錢五厘」を「金二十四錢」に、干甘藷一包裝に付「金一錢五厘」を「金四十錢」に、馬鈴薯一包裝に付「金一錢五厘」を「金三十錢」に、同條第二項中各一貫に付生甘藷「金一錢五厘」を「金二錢」に、干甘藷「金二厘」を「金五錢」に、馬鈴薯「金一厘」を「金二錢」に改める。

◇鳥取縣令第三十四號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十八號麻、三極楮検査手数料規則中次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

第一條第一項中大麻一捆に付「金八錢」を「金八十錢」に、苧麻一捆に付「金十錢」を「金一圓二十八錢」に、黃麻一捆に付「金八錢」を「七十錢」に、三極、楮一捆に付「金五錢」を「金五十錢」に、同條第二項中「各一貫ニ付大麻、苧麻、三極及楮ハ金二錢、黃麻ハ金十六錢、三極、楮ハ金十錢、黃麻ハ金七錢トス」に改める。

◇鳥取縣令第三十五號

昭和十九年十月鳥取縣令第六十八號鳥取縣種用諸類検査手数料規則中次の様に改正し公布の日からこれを施行する。

備考 第二十一號様式備考ノ一ト同シ

二、同時議決ノ追加豫算バ之ヲ當該豫算トシテ計上スルコト

三、豫算現額ノ欄ニハ豫算額、豫算決定後追加額、各屬令達額、流用増減額ノ差引合計ヲ記載スルコト

告示

鳥取縣告示第百二十八號

左記の者にたいし昭和二十二年三月二十五日頭書の免許狀を授與した。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

免許狀 番號	種別	氏名	備考
一四五	國民學校 養護教員	水島 五百子	一四七 同 門 勝 君 代
一四六	同	若林 郁子	一四八 同 治 郎 丸 洋 子
一五八	同	赤瀬 幸子	一四九 同 米 谷 敏 子
一五九	同	若原 敏子	一五〇 同 尾 島 章 子
一六〇	同	荒木 悦子	一五一 同 門 永 美 智 子
一六一	同	池淵 昭子	一五二 同 堀 尾 美 喜 子
一六二	同	松本 ひさ子	一五三 同 井 前 花 子
一六三	同	谷田 萬千緒	一五四 同 伊 藤 愛 子
一六四	同	徳永 幸子	一五五 同 宮 本 玉 枝
一六五	同	伊藤 美津子	一五六 同 北 山 敏 子
一六六	同	磯江 妙子	一五七 同 前 田 富 由 子
一六七	同	本池 美佐子	
一六八	同	穂田 美子	
一六九	同	藤原 綾子	
一七〇	同	佐藤 富美枝	
一七一	同	都井 敏子	
一七二	同	平岡 晨子	
一七三	同	谷本 貞子	

一七四	同	宇田 川茂子
一七五	同	高橋 照子

鳥取縣告示第百二十九號

裝飾師法第一條第二項第三號に當る次の者に對し裝飾師免許證を交付した。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

登録番號	登録年月日	本籍	氏名
第二六號	昭和二十二年三月二十六日	鳥取縣	眞島 岩太郎
第二七號	同	同	圓岡 義信

鳥取縣告示第百三十號

價格等取締規則第三條の規定により濃縮甘味香料「フレーパー」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年三月二十八日

鳥取縣知事 吉田 忠一

00727

一、届出人住所、名稱及び氏名

鳥取市元鑄物師町五一
森永食糧工業株式會社鳥取出張所

二、届出品名及び價格

夏 目 光 男

(一) 品名 フレーバー
(二) 最終販賣價格 容器付

1000 3000 3000 100.000

三、右の販賣價格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の査定を受け査定證紙を貼付した價格とし、査定を受けないものは五割下げとする。

四、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定したときはこの届出價格は失効する。

五、物價調整上必要あるときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止することがある。

彙 報

◎鳥取縣公報購讀申込の件

昭和二十二年度(自昭和二十二年四月一日 至昭和二十三年三月三十一日)鳥取縣公報の有償配付を受けたいものは

左記により秘書課宛申込されたい。

記

一、申込期日 四月十五日迄

二、申込資格 一カ年を通じて購讀するものに限る

三、代 金 縣に於て計算した實費を納額告知書により年度末に納入

四、申込様式 鳥取縣公報配付申込書

一、昭和二十二年分 何部

右購讀したいので昭和四年鳥取縣告示第三十號鳥取縣公報發行規程により申込みます

昭和 年 月 日 住所

團體名又は個人氏名印

鳥取縣知事 殿

五、備考

有償配付を受けたいもので、本年度より引續き購讀しているものは右申込書の右肩に(前)と記し、更に團體法人等でその名稱、住所若しくは責任者の職名氏名の變更があつた場合は、各その前名稱、住所若しくは氏名を新住所氏名の横に(前)として併記すること。

昭和二十二年三月二十八日附
昭和二十二年三月二十八日發行

取 公 報

(昭和四年四月十五日)

鳥取縣鳥取市元鑄物師町
森永食糧工業株式會社鳥取出張所